

今後の国民保護対策の取組みについて

1 国民保護措置実施体制の整備

(1) マニュアルの作成、実施体制の整備

計画に基づく国民保護措置の運用に係るマニュアルの作成
(平成18年度)

- ・ 職員参集や初動連絡体制、県国民保護対策本部の設置、運用を含めた実施体制、避難、救援・安否情報、被害最小化の各分野に係る運用マニュアルを作成する。

作成に当たっては、具体的な事態想定を反映させるとともに、関係機関との連携に留意する。

- ・ 運用マニュアルについては、今後の訓練等を通じ、検証・見直しを行っていく。

24時間即応体制の整備(平成19年度)

- ・ 迅速な初動対応のため、職員の当直等による24時間即応体制を確保する。

(2) 訓練の実施(平成18年度～)

計画及び運用マニュアルの実効性の検証のため、国民保護に係る訓練を継続的に実施する。

(3) その他

市町村における避難実施要領作成や災害時要援護者の避難誘導體制の整備の支援を進める。(平成18年度～)

市町村との連携のもと、避難施設の指定を行う。(平成17年度)

生活関連等施設に対する安全確保の留意点の周知、関係機関との連絡網の整備等を行う。(平成18年度)

2 国民保護に係る県民への啓発

(1) 計画や国民保護措置等に係る啓発(平成17年度～)

計画に係る啓発資料の全戸配布や説明会等を開催する。

防災に係る啓発と連携を図り、国民保護措置に係る啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に係る啓発を継続的に実施していく。

(2) その他

ホームページの充実などにより、適時適切な国民保護に係る広報に努める。

3 関係機関との連携強化

(1) 市町村、指定地方公共機関の取組み支援（平成17年度～）

市町村

- ・ 県・市町村国民保護連絡会議の開催などにより、市町村国民保護計画の作成など市町村の国民保護に係る取組みを支援し、その連携強化に努める。

指定地方公共機関

- ・ 指定地方公共機関連絡会議の開催などにより、指定地方公共機関の国民保護業務計画の作成の取組みを支援し、その連携強化に努める。

(2) 自衛隊・海上保安部等関係機関との連携及び隣接県等との広域連携

（平成17年度～）

自衛隊・海上保安部等関係機関との連携

- ・ 危機管理関係機関連絡会議の開催などにより、関係機関との連携のあり方や共同した訓練の検討など、平素からの連携強化に努める。

隣接県等との広域連携

- ・ 南東北3県国民保護連絡会議に開催などにより、情報の共有や広域連携要領等の検討など、平素からの連携強化に努める。